

## PCR 検査等を受検された方へのお知らせ（案）

受検後、医療機関から「陽性」報告があった場合は、以下をご確認いただき、外出せず、自宅待機をお願いします。

- ① 医療機関から提出される発生届に基づき、岡山市に居住している方に、岡山市保健所が順次電話連絡を行います。

※ご連絡までに時間を要することがあります。

息苦しさなどの体調悪化や緊急連絡が必要な場合は、岡山市新型コロナウイルス受診相談センター（電話 086-803-1360）へご連絡ください。急激な呼吸困難など一刻を争うと判断した場合には、救急搬送の要請（119 番）をお願いします。

- ② 症状等により、岡山市保健所が療養先（入院・宿泊療養・自宅療養）と療養期間を決定しお知らせします。

※軽症であればほとんどの方が自宅療養となっています。

※療養期間は発症日から 10 日程度（無症状の場合は、検体採取日から 7 日間）です。詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000030412.html>



- ③ 自宅療養となった場合、診断医療機関もしくは岡山市保健所が体調を確認し健康観察を行います。

※健康観察の頻度や方法は、病状等に応じて療養者毎に異なります。

毎日連絡があるわけではありません。若く軽症の方などには、症状が悪化した場合に医療機関に電話するよう、予め説明しておき、医療機関等からの連絡は行わない場合もあります。

※症状がつかなく、医療機関受診（電話受診等）をご希望される方は、かかりつけ医や診断を受けた医療機関に、受診や処方についてご相談ください。受診先が見つからない場合には、岡山市新型コロナウイルス受診相談センター（電話 086-803-1360）にご相談ください。

令和 4 年 4 月 1 日時点

## 同居家族の方へのお知らせ（案）

PCR 検査等を受検されたご家族の方が陽性となった場合、近日中に、岡山市保健所から陽性者本人に電話連絡がありますが、同居家族の方についても、以下に注意して、自宅待機をお願いします。

### ●外出自粛と健康観察について

同居家族の方は、その後、自らPCR検査等を受検されて陰性となった場合でも、新型コロナウイルス感染症患者と最後に接触があった日の翌日から、原則7日間（8日目に解除）は、以下に留意して、外出の自粛と健康観察をお願いします。

※ただし、自費で、4日目及び5日目に抗原検査キットで検査を行い、陰性を確認した場合は、5日目に解除となります。

※医療従事者や高齢者施設等の従業員の方は、一定の条件のもと、従事可能な場合がありますので、所属する事業所にお問い合わせください。

- ・1日2回（朝・夕）体温測定をして、ご自身で症状の有無を確認してください。
- ・高熱や咳が出始めるなど体調が悪化した場合には、直接医療機関には行かずかかりつけ医に電話で相談いただくか、受診先をお探しの方は『岡山市新型コロナウイルス受診相談センター』

086-803-1360 へお電話ください。

（平日の午前9時から午後9時、土日祝日の午前9時から午後5時。  
それ以外の時間は留守番電話の案内メッセージに従ってください）。

令和4年4月1日時点

# 濃厚接触者の特定について

R4.3.16以降

感染者の発生場所

国の通知

岡山市の対応※

(1) 同一世帯内

保健所等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求め、同居家族は原則、濃厚接触者として、外出自粛を要請。

(2) 事業所等 ((3)(4)を除く)

保健所等は、一律に濃厚接触者を特定し、行動制限を求める必要はない。

(3) 入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設

都道府県等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求め、必要に応じて、PCR検査を実施。

(4) 保育所、幼稚園、小学校等

濃厚接触者の特定・行動制限は、濃厚接触者の特定は行わず、自治体ごとに方針を決定する。4日間の学級閉鎖を行う。

※現行どおりの運用

# 濃厚接触者の待機期間について

R4.3.16以降

## (1) 通常の場合（原則）

陽性者の濃厚接触者

7日間

無症状の濃厚接触者に、抗原定性検査キット※1を用い、最終接触日から4日目と5日目にそれぞれ行い、陰性5日間であることが確認されている場合

**感染者の同居家族の待機期間は、感染者の発症日（無症状者は検体採取日）または家庭での感染対策※2開始日のいずれか遅い方の翌日から7日間**

※2 ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策で、厳格な隔離（部屋を分けての生活）等を求めるものではありません。

## (2) 高齢者施設など重症化リスクの高い方が多数入所する施設、学校園等の従事者

一定の条件（他の従事者との代替が困難、ワクチン接種済等）の下、無症状の従事者に、毎日、抗原定性検査キット※1を用いた検査により、陰性を確認した場合

**業務従事が可能**

※1 薬事承認されたものに限ります。また、当該検査は自主検査として、実施される方の費用負担で行います。

※学校・仕事へ復帰するための隔離解除の証明書の提出は不要なため、医療機関や保健所へ各種証明書等の作成を求めることは控えてください。

## オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

【参考資料】

R4.3.16

厚労省事務連絡

- オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、以下のとおり実施することとする。
- なお、保健所による対応が可能な自治体において、引き続き幅広く濃厚接触者の特定等を行うことを妨げない。
  - ※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民ひとりひとりが基本的な感染予防対策を徹底することが重要。
  - ※ 特に、オミクロン株の特徴も踏まえれば、症状がある場合には、保健所による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染防止対策を自主的に講じることが重要。

### 1. 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

- (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合
  - 保健所等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
  - 待機期間は、原則7日間（8日解除）だが、社会機能維持者が否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能（7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）とする。（（3）（4）においても適用可）
- (2) 事業所等で感染者が発生した場合（（3）（4）の場合を除く）
  - 保健所等は、一律に濃厚接触者を特定し、行動制限を求める必要はない。
  - 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
  - 事業所等で陽性者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。
- (3) 入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合
  - 都道府県等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
  - 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。
- (4) 保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合
  - 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。
  - 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

### 2. 積極的疫学調査の見直し（主な内容）

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設に集中的に実施する。
- 入院医療機関・高齢者・障害児者入所施設については、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施する。